

静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例の一部改正案に対するパブリックコメントの結果について

静岡市自治基本条例及び静岡市市民参画の推進に関する条例の一部改正案に対して、市民の皆様からのご意見を募集した結果を、次のとおりお知らせします。ご意見をお寄せくださった皆様、どうもありがとうございました。

1 意見募集期間

平成 27 年 12 月 11 日（金）から平成 28 年 1 月 12 日（火）まで

2 意見の提出件数

意見提出者数 4 人 意見提出件数 5 件

3 ご意見の内容と回答

No.	分類	ご意見の内容	ご意見への回答
1	年齢要件の引き下げについて	民主主義の原則である住民の義務と権利を守ることから、現行法令の考え方に則り、年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることが適当と思います。その結果、従前より条例に基づく請求者が増加するものと考えます。	ご意見ありがとうございます。 静岡市自治基本条例においては、住民投票の実施請求権年齢について、間接民主主義を補完するための発案権（イニシアチブ）を認めるという重要な規定であるため、ご意見のとおり現行法令の考え方に準じて規定することが適当と考え、地方自治法第 7 4 条の直接請求の規定に倣っております。 今般、法令の改正により地方自治法第 7 4 条の規定に関しても適用年齢が引き下げられることとなるため、その考え方に則り今回の一部改正案をお示ししたものです。
2	条例改正案について	全く問題ありません。賛成します。	ご意見ありがとうございます。 今後とも、この条例の目指す「市民主体のまちづくり」に努めてまいります。

3	年齢要件の引き下げについて	<p>公職選挙法の改正において住民投票の選挙権が18歳以上となる中で、請求年齢も18歳以上とする必要があると考えます。</p> <p>18歳以上20歳未満の者に対して選挙権が付与されつつも請求をすることができないということは好ましくない状態であると考えます。</p> <p>総務大臣の”公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について（通知）”において都道府県の選挙管理委員長に”選挙運動をすることができない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改めること（新法第137条の2関係）”とあり、地方自治体にも住民投票という一つの選挙活動に参加できるように対応する必要があると考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>住民投票の投票資格者については、対象の事案ごとに制定する住民投票実施条例において、住民投票の対象事案、投票期日、投票の成立要件、投票結果の扱いなどとともに、その都度定める規定となっておりますが、その際には、今般の公職選挙法一部改正による選挙権年齢の引き下げの趣旨も十分考慮された上で定められるものと考えております。</p>
4	年齢要件の引き下げについて	<p>住民投票のできる資格年齢を18歳に変更する改正については当然のことと考えます。選挙権と云う参政権を18歳以上にすることは、住民投票権という参政権を含むと考えるのが妥当だからです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今後とも、この条例の目指す「市民主体のまちづくり」に努めてまいります。</p>

5	住民投票の実施方法について	<p>住民投票が本当に間接民主主義を補完するものとして制定しているのかいささか疑問に思うわけです。住民からの請求については選挙権を持つ者の50分の1以上の署名をはじめいたずらに手続きを踏ませるわけですが、緊急を要する課題などには対処できないと考えます。また、そこまでして発意した事項の最終決定権者が議会であることに不信感を感じざるを得ません。</p> <p>日本の行政の主体は間接民主主義のため一度選挙で代表者を選んでしまうと意に反した行政をやられても任期中は手の出しようがありません。そういった中でこの住民投票制度だけが直接関与の余地を残すものであり、条例の本来の目的をしっかりと果たせるように機能してもらいたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>静岡市自治基本条例では、住民投票について、市政の特に重要な事項について、条例に基づき実施できるものとしております。</p> <p>実施の可否については事前に議論が十分に尽くされたうえで総合的・多角的に検討されることが必要であり、住民投票に至らなくても意思決定できるケースもあるものと考えられるほか、仮に実施する場合にはその都度事案に応じた住民投票条例を制定して実施することとなるため、住民の代表者である市議会の議決が必要となります。</p> <p>ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
---	---------------	--	--